

えびの市民図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、えびの市民図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、その事業活動を促進するとともに、えびの市民図書館（以下「図書館」という。）の新たな図書資料等を確保し、もって市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、広告を表示する者（以下「広告主」という。）が購入し、図書館が寄贈を受けた雑誌の最新号のカバーに広告を掲載し、図書館の利用者の閲覧に供する。

(雑誌スポンサー制度及び広告の対象)

第4条 えびの市広告掲載取扱要綱（平成23年告示第80号）第4条第1項及びえびの市民図書館長（以下「館長」という。）が別に定める基準に該当する規制業種又は事業者に係るものは、広告主となることができない。広告の掲載中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

2 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、えびの市広告掲載取扱要綱第4条及び館長が別に定める基準に該当するものは、対象としない。

(広告契約期間)

第5条 広告の掲出期間は、原則として館長が掲出を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の2箇月前までに、館長又は広告主いずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

(広告主の募集)

第6条 広告主の募集について必要な事項は、館長が別に定める。

(雑誌スポンサーの選定及び広告の内容審査)

第7条 館長は、広告主を選定するとともに、広告ごとに具体的な広告内容を判断し、その上で修正、削除等が必要な場合は、広告主に依頼することができるものとする。

2 広告主は、掲載しようとする広告内容について、あらかじめ館長と協議するものとする。

3 広告主は、館長が指示する広告の内容の修正、削除等に応じなければならない。

(広告掲載の責務)

第8条 広告主は、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

附 則

この告示は、令和元年12月1日から施行する。